台東区消費者ニュース

第204号

2024年3月発行



発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL 03-5246-1144

# 偽物をめぐるインターネット 通販トラブルに注意しましょう!

インターネットによる通信販売では、消費者は Web サイト上に掲載された写真や情報をもとに申し込むことになりますが、"公式サイト""正規品"だと思って申し込んだはずが、「偽サイト」や届いた商品が「偽物」だった、という相談が増加しています。

## 「偽サイト」「詐欺サイト」の特徴

- ●販売価格が大幅に値引きされている
- ●サイト内に記載されている<u>日本語の字</u>体、文章表現がおかしい
- ●販売業者の名称(会社名)、住所、電話番号などの情報が載っていない、または虚偽であったり、無関係の会社情報である
- ●商品代金を個人名の口座に振り込ませる、または代引配達しか選べない
- キャンセル、返品、返金のルールが どこにも記載されていない
- ●市場では入手困難なのに販売している
- ●問い合わせ先がフリーメールアドレス
- ※上記のいずれかの項目に該当しなくても偽物が 届く可能性があります。

### スマホの偽サイトの例

# 在庫一掃大セール

有名ブランドの指輪 正規品

# SALE

¥300,000



¥15,000

カートに追加

全ての商品が送料無料サービス提供 します。早く売り切れる可能。私たちも あなたの購入をお待ちしています。

※特定商取引法に基づく表示

※特定商取引法では通販サイト等の広告に「販売業者の名称、住所、電話番号」等、表示する事項を定めています。

## 相談事例① 偽サイト

SNS を見ていたところ、ブランドのダウンジャケットの広告が表示され、公式通販サイトだと思い、リンク先にアクセスした。通常 16 万円で販売しているダウンジャケットがセールで85%オフになっていたので、

代引配達で申し込んだ。

後日、宅配会社に代金を支払って荷物を受け取り、 開封して商品を確認すると偽物だった。通販サイトは 既に消えており、事業者と連絡を取ることができない。

宅配会社に「商品を返すので返金してもらえないか」と 相談すると「開封したら受け取り拒否はできない。返金 もできない」と言われてしまった。



# ⚠注意点

- ●SNS の広告がトラブルの入り口になっていることが多い。
- ●「代引配達」や先に「現金振込」をさせる等、前払いをさせる支払方法が多い。
- ●「代引配達」では代金を払う前に商品が「本物」か「偽物」か確認ができない。
- ●配達の送り状には発送代行をしている業者の情報しか載っておらず、販売業者の連絡先が不明。

## 相談事例② 偽ブランド品

インターネット広告でブランドの財布が安かったので、アクセスするとスーパーコピー\*1を売るサイトだった。本物そっくりで偽物には見えないので、本物でなくてもいいと思い購入した。

海外から送付されるのを待っていたが、税関から知的財産権を侵害する疑いがあるという通知書(認定手続開始通知書<sup>\*2</sup>)が届いた。個人で使用すると主張したが、商品を没収され受け取ることができなかった。

※1「スーパーコピー」とは、本物と見分けがつかないほど精巧に作られた模倣品。

※2「認定手続開始通知書」とは、税関検査で知的財産権を侵害する恐れのある物品が発見された場合、その物品が知的財産を侵害する物品に該当するかどうか認定するための手続きが開始される場合に、輸入者に認定手続き開始を知らせるための通知。



# ⚠注意点

- ●ブランド品は「知的財産権\*」で保護されているので、無断で販売することは商標権 または意匠権の侵害にあたる恐れがある。
  - ※「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを作り出した人に対して付与される「他人に無断で使用されない」という権利。
- ●模倣品、偽ブランド品の取り締まりが強化され、個人使用でも没収の対象になった。
- ●海外の事業者との取引はトラブルになった場合、話し合って解決することが困難。

# 模倣品(偽物)の取り締まりが厳しくなりました

令和4年10月1日に改正商標法、意匠法、関税法が施行され、海外の事業者から日本に模倣品(偽物・商標権または意匠権を侵害するもの)が送付された場合、個人使用の場合でも、税関で没収の対象になりました。

- ●購入の目的が転売(フリマサイトへの出品等)であって事業性があると判断された場合は、輸入者が処罰の対象になる可能性があります。 (罰則:10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれを併科)
- ●税関で商品を没収されても購入代金の返金(補償)はされず、直接 販売サイトと交渉することになります。



# フリマアプリなどへの偽物の出品は禁止されています



- ●フリマアプリなどに知らずにコピー商品を出品すると、購入者から被害 届を出され、訴えられることもあります。
- ●偽物の製造販売には犯罪組織が関わっている可能性があります。購入することは無意識のうちに犯罪に加担するおそれがあります。

# 偽物は安全性が確保されておらず事故に遭う危険も!



- ●偽物は時計やバッグだけではありません。医薬品、 化粧品、バッテリー、子供のおもちゃなど、種類は 多岐にわたります。
- ●偽物は安全性が不明なので思わぬ事故に遭う可能性があります。使用によって被害に遭っても、補償されない等のリスクを負うことになります。

**消費者へのアドバイス** ★少しでも怪しいと感じたら注文しない! ★「おかしい!?」と思ったら早めに相談しましょう!

# 相談先・参考サイト

## 公益社団法人日本通信販売協会(JADMA)消費者相談室

TEL 03-5651-1122

#### 警視庁 サイバー犯罪対策課

TEL 03-5805-1731

#### 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)

収集した偽ショッピングサイト情報を、インターネット利用者がウェブサイトの信ぴょう性を確認できるサービス 「SAGICHECK」(https://sagicheck.jp/)

(※ ScamAdviser が運営) へ提供しており「SAGICHECK」でサイトの危険性の有無を確認することができる

#### 一般社団法人 日本流通自主管理協会 「AACD ブランド 110 番」

TEL 0120-786-470

ブランド品の真贋に係る不安・懸念・疑義のトラブルについて対応している機関



# 小・中学生消費者標語コンクール 優秀賞作品・佳作作品の発表!



区内の小学生(4年生以上)・中学生を対象に消費者啓発のための標語 を募集し、小・中学生合わせて348名から357作品の応募がありました。 一次審査を通過した 30 作品について、11 月 24 日から 26 日まで

開催した「台東区消費生活展」等で展示を行い、来場者や区ホームページ などからの投票により、優秀賞6作品と佳作24作品が決定しました!

#### ◇標語のテーマ

- (1) お金(お小遣い)の大切さや使い方
- (2) エシカル消費(人や社会・環境に配慮したものを選んで消費すること)

※お名前の表記につきましては、応募時にご記入いただいた通りに記載させていただいております。

# たくさんのご応募 ありがとうございました



## 優秀賞作品

- ・のうかさん そのきもちまで「いただきます」・エコの種 まいて地球に 恩返し
  - 〔上野小学校4年 寺川愉一さん〕
- ・出しっぱなし ちりもつもれば むだとなる 〔上野小学校5年 竹下優香さん〕
- ・使いきり 食べる量だけ 買いましょう [忍岡小学校6年 中野詠介さん]
- - 〔大正小学校6年 大西洋晶さん〕
- ・「タダですよ」その言葉には だまされない 〔台東育英小学校 4 年 中村美咲さん〕
- ・わっ!安い 待って、それ いま必要? 〔台東育英小学校5年 中川ほのかさん〕

## 佳作作品

・おやさいは かわまでぜんぶ つかおうね

〔上野小学校4年 寺川愉一さん〕

それいるの? いらないものなら 買わないで

〔上野小学校6年 平川優希さん〕

・エコバック 未来を守る 第1歩

[平成小学校6年 任志軟さん]

・お小づかい かきんに使うな 自分の未来に

[平成小学校6年 シルワルサウリャさん]

・お小遣い 未来のために 役立てよう

〔平成小学校6年 田島ねい子さん〕

・お金はね むげんにないよ 大切に

[忍岡小学校4年 中島大翔さん]

・エコバック 地球にとっての おもいやり

〔忍岡小学校4年 山本晴凪さん〕

・手前どり 地球を守る お買い物

[忍岡小学校5年 富樫健人さん]

・買う物は 今必要か 考えよう

[忍岡小学校6年 中野詠介さん]

・電子マネー 気軽に使える けど危ない

[忍岡小学校6年 中野詠介さん]

・おこづかい じょうずにつかおう 大切に

〔金曽木小学校5年 田中理保さん〕

・その節電 地球を守る 手になるよ

〔大正小学校5年 安達沙紀さん〕

・必要な 物だけ買おう お買いもの

〔台東育英小学校 4 年 近藤龍臣さん〕

・れいぞうこ かくにんしてから かいものへ

〔台東育英小学校4年 滝野ゆいさん〕

・マイボトル 僕にも出来る 環境対策

[台東育英小学校 4 年 服部栞太郎さん]

・スマホでは お金のサギに 気をつけろ

〔台東育英小学校5年 大平貴之さん〕

・買いたいな 本当に必要? 考えて

〔台東育英小学校5年 永原侑さん〕

・お小遣い 無駄なく使おう 大切に

〔台東育英小学校6年 鈴木このみさん〕

・日常の 小さなお金も 大切に

〔台東育英小学校6年 中塚柊作さん〕

・おす前に 必ず確認 そのサイト

〔台東育英小学校6年 早坂莉那さん〕

・どんなとり? ロス減らすための 手前どり

[台東育英小学校6年 堀口巴菜さん]

・友達と お金の貸し借り やっちゃダメ

〔蔵前小学校5年 浅野栞那さん〕

・エシカルは 人に地球に スマイルを

〔柏葉中学校 1 年 本間貴子さん〕

・あそぶとき いえからみずを もっていく

〔駒形中学校1年 劉嘉縁さん〕

# 台東区消費生活センター

相談専用電話 03-5246-1133 受付時間 月~金 午前9時~午後4時まで